

山口大学、中四国初の高度な金融商品を取り扱える体制として認定 — 文科省が金融商品運用体制を評価

国立大学法人山口大学（学長：谷澤幸生。以下、「山口大学」）は、文部科学省より、信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託ができる体制として、中四国の国立大学法人で初めて、「国立大学法人法第三十三条の五における業務上の余裕金の運用にかかる文部科学大臣の認定基準4-2」（※1。以下、「認定基準4-2」）の認定を受けました。

1. 認定基準について

国立大学法人が資金運用を行う場合、その対象とする金融商品のリスクの大きさに応じて、大学にその商品を扱うに相応しい運用体制が整っていることを、文部科学省が審査し、その認定を受けなければならないことが法律で定められています。そのため、各大学は基準を満たす必要があり、認定を受けた大学のみが該当する金融商品を扱うことができます。

このたび、山口大学はその審査基準を満たし、幅広く金銭信託を委託運用可能な「認定基準4-2」を取得しました。これにより、取扱いできる金融商品が、従来扱ってきた無担保社債に加え、委託運用を通じて国内外の株式、投資証券（ETF等）、外貨建て有価証券、さらにはオルタナティブ投資（不動産ファンドやインフラ投資など）にまで拡大します。

これまでの低リスク資産を中心とした運用から、リスク分散を図りながらも収益性を高める戦略へと移行します。特に、インフレが進行する中での資産価値の目減りを防ぎつつ、安定したリターンを確保するため、より利回りの高い金融商品への分散投資を行い、教育・研究活動の持続的な発展を支える財源を確保していきます。

2. 運用体制の強化と専門家の起用

これまで山口大学は、長年にわたり投資会社の取締役（社長）や会長を務めてきた大学戦略担当理事のもと、その豊富な専門知識と経験を活かして運用体制の強化を図り、確実に運用実績を伸ばしてきました。

こうした実績や近年の物価高騰を踏まえ、山口大学は、より高いリターンを期待できる金融商品を扱うため、運用体制の強化に取り組んできました。具体的には、銀行をはじめ商社や保険会社などでも活躍してきた投資経験豊富な2名の学外有識者を資金運用管理委

員に迎え、より高度な運用戦略の策定やポートフォリオのリスク分散、リスクヘッジの方法について議論を重ね、戦略を練りました。

3. 全国的な位置づけと認定を取得の意義

現在、国立大学法人の中で元本保証のない金融商品の委託運用が可能な大学は、指定国立大学法人に指定されている大学（※2）に加え、個別に文部科学大臣の認定を取得した神戸大学、長崎大学、東京農工大学、そして今回山口大学と同時に申請した他の2大学に限られます。

その中でも山口大学は資金が比較的小規模な国立大学ですが、小規模だからこそ、インフレ環境に適応した資金確保に取り組むため、堅実な運用体制を構築することによって、従来の低リスク債券運用に留まらず、高いリターンを狙うことで、物価の上昇に対応しながら、教育・研究の安定的な質の向上を図ることが本認定の大きな意義となります。

4. 山口大学の運用戦略の特徴

山口大学の運用戦略の特徴は、短期と長期を明確に分けている点です。2029年までの短期戦略では、毎年の運用益を委託運用の元本に加えることで、資産成長を加速させることを目指します。期待リターンとリスクのバランスを設定し、四半期ごとに資産構成のリバランスを実施して、市場環境の変化に柔軟に対応します。

2030年以降の中長期戦略では、現在自家運用している債券が満期を迎え、順次委託運用の元本に組み入れることから、それに応じたポートフォリオ全体のリスク分散を図ります。外国債券を中心に、株式などの高リターンが期待できる金融商品を組み入れ、安定的な運用と高いリターンの実現を目指します。

このように、山口大学は、地域の国立大学として、物価上昇や経済動向に合わせてリスクを適切にコントロールしつつ、柔軟かつ戦略的に運用を進めることで、安定的な資金を中長期的に確保し、それを教育・研究活動の向上に充てていきます。

※1 取扱い範囲

金融商品取引業者との投資一任契約（投資証券/新投資口予約権証券/投資法人債券/外国投資証券、外貨建ての有価証券（金融取引法第1～5、12、15号）、金銭信託（元本保証なし）、株式等）

※2 東北大学、筑波大学、東京大学、東京科学大学（東京工業大学、東京医科歯科大学）、一橋大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学